

退職共済年金

1 退職共済年金（60歳から65歳に達するまで）

（1）受給資格

65歳未満の者が、次のア～ウのいずれにも該当するに至ったとき。

ア 60歳以上であること。

イ 1年以上の組合員期間を有すること。

ウ 組合員期間等が25年以上であること。

（2）失権

退職共済年金を受ける権利は、その受給権者が死亡したときに消滅するほか、当該受給権者が65歳に達したときに消滅します。

（3）年金額

ア 退職共済年金の額は、次の①及び②に掲げる金額の合算額とします。ただし、1年以上の引き続く組合員期間を有しない者については、①に掲げる金額とします。

① 厚生年金相当部分

(平成15年3月31日までの期間)

平均給料月額 × 7.125 / 1,000 × 平成15年3月までの組合員期間の月数

+

(平成15年4月1日以後の期間)

平均給与月額 × 5.481 / 1,000 × 平成15年4月以後の組合員期間の月数

② 職域年金相当部分

次のa又はbに掲げる者の区分に応じ、それぞれa又はbに掲げる額

a 組合員期間が20年以上である者

(平成15年3月31日までの期間)

平均給料月額 × 1.425 / 1,000 × 平成15年3月までの組合員期間の月数

+

(平成15年4月1日以後の期間)

平均給与月額 × 1.096 / 1,000 × 平成15年4月以後の組合員期間の月数

b 組合員期間が20年未満である者

(平成15年3月31日までの期間)

平均給料月額 × 0.713 / 1,000 × 平成15年3月までの組合員期間の月数

+

(平成15年4月1日以後の期間)

平均給与月額 × 0.548 / 1,000 × 平成15年4月以後の組合員期間の月数

(注) 給付乗率には、組合員の生年月日に応じた経過措置が設けられています。

イ 前記アにかかわらず、60歳に達して退職共済年金の受給権者が発生した者が以下の①～③に該当する場合、退職共済年金の額は、前記アの年金額は、特例として、下記の定額部分を加算した額とします。(以下、この特例により算定される退職共済年金を「特別支給の退職共済年金」といいます。)

○ 定額部分

1,615円 × 組合員期間の月数

(注) 1 定額単価には、組合員の生年月日に応じた経過措置が設けられています。

2 組合員期間の月数が480月を超えるときは、480月。ただし、生年月日により上限となる月数に経過措置が設けられています。

① 特例支給開始年齢に達した者

昭和24年4月1日以前に生まれた、前記アにより算定される退職共済年金の受給者が、

次表の生年月日に区分に応じる特例支給開始年齢に達したとき。

区 分	特例支給 開始年齢
昭和16年4月2日から昭和18年4月1日までの間に生まれた者	61 歳
昭和18年4月2日から昭和20年4月1日までの間に生まれた者	62 歳
昭和20年4月2日から昭和22年4月1日までの間に生まれた者	63 歳
昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までの間に生まれた者	64 歳

② 障害者

退職共済年金の受給者が、組合員でなく、かつ、傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、特別支給の退職共済年金の請求を行ったとき。

③ 長期在職者

退職共済年金の受給権者が、組合員でなく、かつ、その者の組合員期間が44年以上であるとき。

ウ 給料比例部分に係る年金額水準の経過措置

厚生年金相当部分及び職域年金相当部分に係る年金額については、平成12年改正によって、従来の給付について5%の適正化をし給付の水準を抑制することとされたが、経過措置として、制度改正前の旧給付水準（給料再評価率を平成6年改正時のものに固定し、5%適正化を行わない水準）を物価スライドさせた旧年金額と、新給付水準を賃金スライド・物価スライドさせた新年金額とを比較し、新年金額が旧年金額を上回るまでの間は、旧年金額を保障することとしています

また、平成16年の法改正による経過措置として、物価スライド特例により嵩上げされた年金額の水準（特例水準の年金額）が、上記の年金額の水準を上回る場合には、特例水準の年金額を保障することとしています。

なお、この特例水準の年金額についても、平成12年改正後の年金額の給付水準（給与（給料）は平成11年水準とし、給付乗率は5%適正化後）と平成12年改正前の年金額の給付水準（給与（給料）は平成6年水準とし、給付乗率は5%適正化前）を比較し、いず

れか高い額となっています。

エ 加給年金額

特別支給の退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が20年以上であるものに限る。）の受給権者が特例支給開始年齢に到達し、定額部分が加算されることとなった当時その者によって生計を維持していたその者の65歳未満の配偶者、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は20歳未満で障害等級の1級若しくは2級に該当する障害の状態にある子があるときは、次の額が加給年金額として加算されます。

① 配偶者 222,900円

ただし、特別支給の退職共済年金の受給権者が次表に掲げる者であるときは、その者の生年月日の区分に応じ、更にそれぞれ同表に掲げる額が加算されます。

生年月日	加算額
昭和9年4月2日から昭和15年4月1日までの間に生まれた者	32,900円
昭和15年4月2日から昭和16年4月1日までの間に生まれた者	65,800円
昭和16年4月2日から昭和17年4月1日までの間に生まれた者	98,700円
昭和17年4月2日から昭和18年4月1日までの間に生まれた者	131,500円
昭和18年4月2日以後に生まれた者	164,500円

② 子 2人まで1人につき 222,900円

2人を超える1人につき 74,300円

③ 加給年金額の停止

加給年金額が加算されている特別支給の退職共済年金について、その加算の対象となっている配偶者が退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が20年以上（20年以上とみなされるものを含む。）であるもの限り、その全額が支給停止されているものを除く。）若しくは障害共済年金（その全額が支給停止されているものを除く。）その他の年金（その全額が支給停止されているものを除く。）である給

付の支給を受けることができるときは、その間、当該配偶者について加算する加給年金額に相当する部分の支給を停止します。

オ 組合員である間の支給の停止

退職共済年金の受給権者が組合員であるときは、その間、その支給を停止します。

ただし、退職共済年金の受給権者（60歳以上である者に限る。）が組合員である間において、次に掲げる期間があるときは、その期間については、次に掲げる金額及び加給年金額に限り、支給の停止は行いません

- ① 基準給与月額相当額（各年の1月から8月までは前年の5月における掛金の標準となった給料の額に手当率を乗じて得た額と各月以前の1年間の掛金の標準となった期末手当等の額の総額を12で除して得た額との合算額、各年の9月から12月までは当該年の5月における掛金の標準となった給料の額に手当率を乗じて得た額と各月以前の1年間の掛金の標準となった期末手当等の額の総額を12で除して得た額との合算額をいう。以下同じ。）と当該退職共済年金の額（職域年金相当部分の額及び加給年金額を除く。）の100分の80に相当する金額（以下「在職中支給基本額」という。）を12で除して得た額（以下「基本月額」という。）との合計額が22万円以下である場合 在職中支給基本額
- ② 基準給与月額相当額と基本月額との合計額が28万円を超え、かつ、次のaからdまでの区分に応じそれぞれaからdまでの金額に12を乗じて得た額が在職中支給基本額に満たない場合 在職中支給基本額から次のaからdまでの区分に応じそれぞれaからdまでの金額に12を乗じて得た額を控除して得た金額
 - a 基本月額が28万円以下であり、かつ、基準給与月額相当額が47万円以下である場合
(基準給与月額相当額 + 基本月額 - 28万円) × 1/2
 - b 基本月額が28万円以下であり、かつ、基準給与月額相当額が47万円を超える場合
{(47万円 + 基本月額 - 28万円) × 1/2} + (基準給与月額相当額 - 47万円)
 - c 基本月額が28万円を超え、かつ、基準給与月額相当額が47万円以下である場合
基準給与月額相当額 × 1/2
 - d 基本月額が28万円を超え、かつ、基準給与月額相当額が47万円を超える場合

基準給与月額相当額 - 24万円

カ 厚生年金保険の被保険者等である間の支給の停止

退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者、若しくは私学共済制度の加入者で長期給付に相当する給付に関する規定の適用を受けるもの又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員となった場合において、基準給与月額に相当する額として政令で定める額（以下「基準収入月額相当額」という。）と退職共済年金の額から職域年金相当部分及び加給年金額を除いて12で除して得た額（以下「基本月額」という。）との合算額が47万円を超えるときは、当該退職共済年金のうち、基準収入月額相当額と基本月額との合算額から47万円を控除して得た額の2分の1に相当する額に12を乗じて得た金額の支給を停止します。

キ 雇用保険法による基本手当との調整

① 支給停止の期間

退職共済年金は、その受給権者が雇用保険法第15条第2項の規定による求職の申込みをしたときは、次のいずれかに該当するまでの間、退職共済年金（職域年金相当部分の額を除く。）の支給を停止します。

- a 雇用保険法第24条第2項に規定する受給期間が経過したとき。
- b 雇用保険法第22条第1項に規定する所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わったとき。

② 支給停止の解除

求職の申込みがあった月の翌月から基本手当の支給が終わった月までの期間において、次のいずれかに該当する基本手当の支給を受けた日とみなされる日及びこれに準ずる日がない場合は、その月分について前記①の支給停止は行いません。

また、その月分の退職共済年金について、地方公務員等共済組合法第81条の規定による在職停止及び在職中の一部停止が適用されている場合は、支給停止についてはこれによることとし、前記①の支給停止は行いません。

- a 基本手当の支給を受けた日とみなされる日

基本手当の支給を受けた日とみなされる日は、雇用保険法施行規則第19条第2項に

規定する失業の認定日において失業していることについての認定を受けた日のうち、基本手当の支給に係る日の日数に相当する日数分の当該失業の認定日の直前の日で次のbに掲げる日を除いた各日とします。

b 基本手当の支給を受けた日とみなされる日に準ずる日

基本手当の支給を受けた日とみなされる日に準ずる日は、次に掲げる期間であり、当該期間は、雇用保険法によって所得保障を行わないこととしているため、当該期間中においては、退職共済年金についても支給停止します。

(a) 待期間

雇用保険法第21条の規定により基本手当を支給しないこととされる待期間

(b) 職業紹介拒否又は訓練受講拒否による給付制限期間

雇用保険法第32条第1項又は第2項の規定により基本手当を支給しないこととされる職業紹介拒否又は訓練受講拒否による給付制限期間

(c) 離職理由による給付制限期間

雇用保険法第33条第1項の規定により基本手当を支給しないこととされる離職理由による給付制限期間

③ 支給停止額の精算

基本手当の支給が終わった場合において、次の算式により得た数が1以上であるときは、年金停止月のうち当該算式により得た数に相当する月数分の直近の各月については、退職共済年金の支給停止は行われなかったものとみなして、遡及して支給します。

年金支給停止月 － (基本手当の支給を受けた日数 / 30)

(注) 1未満の端数は1に切り上げる。

④ 基本手当を受給中に年金の受給権が発生した場合

求職の申込みをした者が基本手当の支給が終わるまでの間に、退職共済年金の受給権を取得したときは、退職共済年金は、前記と同様にその支給を停止します。

ク 老齢基礎年金との調整

65歳に満たない退職共済年金の受給権者が、老齢基礎年金の一部を繰上げ、又は全部を繰上げ請求した事により老齢基礎年金の受給権を有する場合は、退職共済年金の一部又

は全額を支給停止することとなります。

ただし、老齢基礎年金を一部繰上げした者に係る支給停止について、昭和16年4月2日以降に生まれた者が、障害者の特例等により、特別支給の退職共済年金を受けられる受給権者（組合員でない者に限る。）の場合は、支給されません。

2 退職共済年金（65歳以降）

（1）受給資格

組合員期間を有する者が、次のア、イ又はウのいずれかに該当するとき。

ア 組合員期間等が25年以上である者が、退職した後に組合員となることなくして65歳に達したとき、又は65歳に達した日以後に退職したとき。

イ 退職した後に65歳に達した者又は65歳に達した日以後に退職した者が、組合員となることなくして組合員期間等が25年以上である者となったとき。

ウ 前記ア、イのほか、組合員が、次の①～③のいずれにも該当するに至ったとき。

- ① 65歳以上であること。
- ② 1年以上の組合員期間を有すること。
- ③ 組合員期間等が25年以上であること。

（2）失権

退職共済年金を受ける権利は、その受給権者が死亡したときは、消滅します。

（3）年金額

ア 退職共済年金の額は、次の①及び②に掲げる金額の合算額とします。ただし、1年以上の引き続く組合員期間を有しない者については、①に掲げる金額とします。

① 厚生年金相当部分

(平成15年3月31日までの期間)

平均給料月額 × 7.125 / 1,000 × 平成15年3月までの組合員期間の月数

+

(平成15年4月1日以後の期間)

平均給与月額 × 5.481 / 1,000 × 平成15年4月以後の組合員期間の月数

② 職域年金相当部分

次のa又はbに掲げる者の区分に応じ、それぞれa又はbに掲げる額

a 組合員期間が20年以上である者

(平成15年3月31日までの期間)

平均給料月額 × 1.425 / 1,000 × 平成15年3月までの組合員期間の月数

+

(平成15年4月1日以後の期間)

平均給与月額 × 1.096 / 1,000 × 平成15年4月以後の組合員期間の月数

b 組合員期間が20年未満である者

(平成15年3月31日までの期間)

平均給料月額 × 0.713 / 1,000 × 平成15年3月までの組合員期間の月数

+

(平成15年4月1日以後の期間)

平均給与月額 × 0.548 / 1,000 × 平成15年4月以後の組合員期間の月数

(注) 給付乗率には、組合員の生年月日に応じた経過措置が設けられています。

イ 給料比例部分に係る年金額水準の経過措置

前記1と同様の特例が設けられています。

ウ 経過的加算

大正15年4月2日以後に生まれた者（退職年金若しくは減額退職年金又は国民年金等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）第3条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金等の受給権者で昭和6年4月1日以前に生まれた者を除く。）に係る退職共済年金の額の算定については、厚生年金相当部分の額に次の額を加算します。

1,615円×組合員期間の月数－(774,700円 × 組合員期間のうち老齢基礎年金の額の算定の基礎となった月数/国民年金加入可能月数)

(注) 1 定額単価には、組合員の生年月日に応じた経過措置が設けられています。

2 組合員期間の月数が480月を超えるときは、480月。ただし、生年月日により

上限となる月数に経過措置が設けられています。

エ 加給年金額

前記1と同様。

3 昭和28年4月2日以降に生まれた者に係る退職共済年金（60歳から65歳に達するまで）

(1) 支給開始年齢の引上げ

昭和28年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれた者に係る退職共済年金については、次表に掲げる年齢のとおりとなります。

区 分	支給開始年齢
昭和28年4月2日から昭和30年4月1日までの間に生まれた者	61歳
昭和30年4月2日から昭和32年4月1日までの間に生まれた者	62歳
昭和32年4月2日から昭和34年4月1日までの間に生まれた者	63歳
昭和34年4月2日から昭和36年4月1日までの間に生まれた者	64歳

また、昭和36年4月2日以降に生まれた者については、65歳未満の者には支給されません。

(2) 退職共済年金の支給の繰り上げ

昭和28年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれた者であって前記1の(1)のいずれにも該当する者(国民年金法附則第5条第1項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。)は、それぞれ定められた上記(1)の年齢に達する前に退職共済年金の支給を請求することができます。

また、昭和36年4月2日以後に生まれた者であって、上記の条件を満たす者であっても、当分の間、65歳に達する前に退職共済年金の支給を請求することができる。

なお、いずれの場合においても、当該請求は国民年金法附則第9条の2又は附則第9条の2の2の老齢基礎年金の支給繰上げの請求を行うことができる者にあつては、老齢基礎年金の繰上げ請求を同時に行わなければなりません。

(3) 支給の繰上げをした場合の年金額

ア 昭和28年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれた者

これらの者が繰上げ請求を行った場合、退職共済年金の額は、上記(1)の支給開始年齢に達するまでは以下の額となります。

(厚生年金相当部分 + 職域年金相当部分) - (厚生年金相当部分 + 職域年金相当部分) × (5/1,000 × 当該請求をした日の属する月から上記(1)の表に掲げる年齢に達する日の属する月の前月までの月数)

また、繰上げ請求による退職共済年金の受給権者であって、その請求があった日以後の組合員期間を有するものが上記(1)の支給開始年齢に達したときは、その年齢に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、退職共済年金の額を改定するものとし、また、その年齢に達した日以後の組合員期間を有するものが65歳に達したときは、65歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として改定します。

イ 昭和36年4月2日以後に生まれた者

これらの者が繰上げ請求を行った場合、退職共済年金の額は、その請求をした日の属する月の前月まで組合員期間を基礎として算定された退職共済年金の額に、減額率(1,000分の5に、その請求をした日の属する月から65歳に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率をいう。)を乗じて得た金額とします。

また、繰上げ請求による退職共済年金の受給権者であって、その請求があった日以後の組合員期間を有するものが65歳に達したときは、65歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、その退職共済年金の額を改定します。